

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	田主丸地区 (吉田町・馬場・村島・港町・二丁目・三丁目・四丁目・怒田・口高・中舎館・板町・町の部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月24日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地が少なく、地域内の中心的な農業経営体も3経営体しかいない地域である。ほとんどの農地が地区外からの耕作者により作付けされているのが現状であり、自己保全管理農地も目立つ地域である。

地域の中心的な担い手が少ないため、農地の集積、集約と新たな担い手の誘導が大きな課題である。

【地域の基礎的データ】  
 農業者：79人 団体経営体(法人・集落営農組織等) 1経営体  
 主な作物：水稲・植木、野菜、一部で果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稲、野菜について、新たな担い手の誘致及び農作業の効率化を図ることを目的に、ゾーニングが当面の課題。

概ね畑地化が推進されている地区であるため、野菜などの高収益作物を生産する担い手を誘致しながら、農地の集積集約化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の契約の効率化を仲介しながら、認定農業者を中心とした集積と集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手からの意見として中間管理事業の複雑さが指摘された。集積によるマッチングを進めるために、行政による効率的な仲介方法を模索している。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区の基盤整備は投資効果が少ないと考えている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政機関はもとより、農業委員及び最適化推進委員をアドバイザーとして、域内外から多様な経営体の入り作を図りながら、地域農業に適した作物の栽培技術の継承と集約による団地化を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当該地域では、JAの専門部会員は少ないことから、R8.4月のJA合併後の運営状況を注視しながら勘案していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④地区内で(植木類)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑧野菜農家の誘致促進を勘案して、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

【令和7年度:座談会結果】

来年度の拡大座談会に向けて、年齢別耕作状況や担い手(後継者)の確認や問題意識や課題の共有を行った。配布した地図を基に、随時関係者で協議を進めていくよう、発信を依頼した。